# 平成30年度 第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (第15回 徳島県版「子ども・子育て会議」)議事録

- 1 日時 平成30年11月2日(水) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 江口 久美子 大山 百合子 葛西 真記子 上地 大三郎 佐藤 絹子 椎野 武徳 志内 正一 白草 千鶴 住友 真美 田中 京子 中岡 泰子 二宮 恒夫 速水 克彦 南 妃佐恵 山﨑 篤史 山﨑 健二 吉井 陽子

計 17名

- 4 次第 (1) 開会
  - (2) 県民環境部長あいさつ
  - (3) 議事
    - ア 徳島県における保育等の現状について
    - イ 平成30年度の本県の取組について
    - ウ 国の動向について
    - エその他
  - (4) 閉会

## 5 議事の概要

#### (会長)

それでは、議事に入りたいと思います。議事の(1)(2)(3)について、事務局から御説明いただいて、その後で皆様から御意見いただきたいと思います。 事務局、よろしくお願いします。

# 〈事務局から資料の説明〉

ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明に対して、皆様から御 質問や御意見をお伺いしたいと思います。

先ほどの部長様からの御説明にもありましたように、徳島県が国を先駆けての保育料助成事業とか、子育て支援のクーポンが作られるなど、あるいは、来年4月の待機児童数は県全体で0になる見込みなど改善点が多々見られますが、まだまだ、子ども・子育てに関しては課題も多くあるかと思います。どなたからでも結構です。御意見、それぞれの専門分野のところでお気づきのことがありましたら、よろしくお願いします。

### (委員)

資料(1)の1のところですが、保育所と幼保連携型認定こども園の1号子どもが 毎年、増えているのはどういうことか説明していただいたらと思います。 それから、4ページの放課後児童クラブ登録児童数のところで、「その他」というのはどういう人なのか教えてもらいたいと思います。

また,保育料が無料になった時に,所得制限は全くかからないものかどうか。

それともう一つ、研修のことですが、質の向上の研修ですが、証明書は交付されるのでしょうか。研修は今、質の向上のため、各園で実施したり、県外や県内で実施したり、いろいろあります。その証明書は、県が発行できるのかどうか教えてもらえたらと思います。お願いします。

## (事務局)

まず1点目の保育所、幼保連携型認定こども園の1号認定子どもが増えている理由ですが、保育所から認定こども園へ移行していることから、施設数が増加していますので、1号認定子どもが年々増加傾向となっています。

それと、4ページの放課後児童クラブの登録児童数の「その他」につきましては、幼稚園の児童が含まれるということになっております。

3点目の質の向上の研修につきましては、保育士等キャリアアップ研修や子育て 支援員研修や放課後児童支援員認定資格研修につきましては、修了証明書を県から 発行させていただいております。

# (委員)

それでは、各園でキャリアアップ研修を実施している分については、県で証明してくれるのですか。

# (会長)

園でのキャリアアップ研修は、県主催のキャリアアップ研修のことなのですか。 園主催の研修ということですか。

#### (委員)

国の方針で、補助金を頂くためにキャリアアップ研修をしなさいとなっているのですが、園の研修や県主催、県外の研修もありますが、園で実施した研修も含め、県がすべて証明をしてくれるかどうかなんですが。

# (会長)

園主催の研修で、果たして県が証明してくれるかどうか。県が主催して、キャリアアップの研修ですと募集をし、1カ所に集めて研修して、キャリアアップ研修を修了しましたっていう証明が発行されると思いますが、今言われたような園主催の研修に県が証明を出せるのですか。

### (事務局)

昨年度から,国において,保育士等の人材確保のために,保育士の処遇改善を組み合わせて,キャリアアップの仕組みの構築を進めています。

この制度の中で、研修を受けていただいた方には、県が実施する研修、もしくは 指定した研修については、修了証を交付するという仕組みとなっています。

今年度につきましても、県が徳島県保育事業連合会へ業務委託をして、キャリア アップ研修を行っていただいているのですけれども、そちらの研修に関しては修了 証を交付しております。

現在, 園で独自になさっている研修につきましては, 県が修了証を出すことはないと思います。

## (委員)

各エリア, それぞれの団体で実施している大阪や東京での研修は認めないという ことですね。

# (事務局)

県外でキャリアアップ研修として位置づけられている研修を受講された場合には、それぞれ研修が開催される自治体で、国のガイドラインに沿った研修の内容であれば、修了証が交付される仕組みとなっておりますので、主催団体に確認いただけたらと思います。

## (事務局)

補足いたします。国の処遇改善の加算制度で、一定のキャリアのある方がキャリアアップ研修を受講した場合には、国から処遇改善の加算がもらえるという制度が新たに去年からできております。それを受けての、キャリアアップの研修を受けた、受けないという線引きのお話なのだろうということでよろしいですか。

## (委員)

初心者もあるし、ミドルもあるし、同じ研修ではいけないと思うのです。県が実施する場合も、経験年数に応じた研修をしていかなければいけないと思います。初心者の1年、2年の研修と、20年、30年指導している職員の研修と一緒にはいかないと思います。

# (事務局)

現任職員の研修制度は、一つ行われているものがありますが、今言われているキャリアアップ研修とは、国の方がおおむね3年以上の人に対しては、キャリアアップ研修を受けると5千円の加算が、おおむね7年以上の副主任クラスになると4万円の加算がいただけるという新たな加算制度ができております。

それについては当然,きちんと受講状況を確認する必要がありますので,先ほど担当の方から申し上げましたとおり,受講確認ができるようなシステムになっておりますけれども,その他の初任者研修みたいなものに対しては,受講証,修了証みたいなものは出してないというのが現状でありまして,それは全国共通の制度になっておりますので,どこの県で受講してもその修了証があって,その一定のキャリアや要件を満たせば,加算の対象になるというそういう制度になってくると思います。

### (会長)

何か矛盾のあるようなところに気づかれているのでしょうか。こちらの研修では認められて、こちらの研修はなぜ認められないのかといった。

## (委員)

県独自で単独で補助金を出して、上乗せで補助金を出しているところもあります。県はおわかりとだと思いますが、国の基準以外に県独自の予算を組んで補助金を出しているところもあります。

## (会長)

県が認めた研修は、国の補助と同時に県も補助してくれてもという意味ですか。

# (委員)

各団体などが研修をしているので、そういうところの研修も同じように認めてく れるのかということも含めて言っています。

## (会長)

県が主催してなかったら難しいなと思うのですが、県が認めてくれたら、県から の加算をもらっていいんじゃないかという御意見もあるのですね。

## (委員)

不公平にならないように、同じ研修をしても、ここで研修した者は認めて、こちらの研修は認めないというのはちょっとおかしいなと思いますので。

# (会長)

実際そういうことがあると言うのを聞かれたことがあるのですか。

# (委員)

幼稚園でも、幼稚園の団体で行う研修もあるし、四国地区での研修もあります。

### (事務局)

委員がおっしゃっている様々な研修というのは、それぞれの事業者団体の方でされてる研修もあるでしょうし、県でも現任の保育士等を対象とした研修を行っている状況です。

キャリアアップ研修は、いわゆるキャリアアップという一般概念でいう研修ではなくて、加算をもらうための国が一定に定めた基準に従った特別な研修ということで、それを受講した場合に加算制度の対象になりますという制度になっておりますので、一般的なキャリアアップ、スキルアップの研修というのとは、別のカテゴリーということで御理解いただければと思います。

### (委員)

質の向上とは別に考えたらいいわけですか。

# (事務局)

質の向上に向けては、様々な研修が実施されておりますので、もちろん、キャリアアップ研修も質の向上の一環ということではありますけれども、加算の資格要件としての研修という整理でお考えいただけたらと思います。

# (委員)

この頃いろんな事で結果が言われるのですが、研修の評価は、誰がどのようにしたらいいのでしょうかね。

# (事務局)

研修の評価となれば、例えば、最後に試験をしてどれだけ理解しているかという、そんな評価もあろうかと思います。また大きな話で言うと、学んだことを現場で生かしていただいて、それが保育の質の向上につながっていくというのが、研修の目的と思いますので、きちんと評価することは重要なのかもしれませんが、そこに重きを置いてるのではなくて、質を向上させるためにスキルアップをしていただくということになるのかと思います。

## (委員)

わかりました。

# (事務局)

また, 10月1日からの保育料無償化に対する所得制限の質問いただいたと思います。

無償化事業は市町村が実施する場合に、市町村に対して、県が所得制限を設けて 2分の1補助をしております。このため、市町村によっては、所得制限を設けてないところとか、年齢制限を設けていないところもございますので、それぞれの市町村によって異なっております。

### (委員)

今,言葉が先走りしていますので、保護者は何もかも無償化かなと考えている人もいます。その辺りの説明を県がしっかりしてくれなければ、正しい理解ができないのではないかと思います。

上限がどのくらい、下限がどのくらいといった保護者向けの説明をしてくれたらいいかと思っております。

# (事務局)

無償化に伴いまして、国の方でもチラシ等を作成しています。そうしたものを活用してお知らせしたいと思います。御意見ありがとうございます。

### (会長)

他に御意見ありますか。

### (委員)

学童保育,放課後児童クラブのことですが,保育所,幼稚園の方の現状についてはいろいろと資料がありますけど,放課後児童クラブの待機児童の状況はどういう状況でしょうか。

# (事務局)

放課後児童クラブの5月1日の待機児童の数ですが、今、国で最終とりまとめを 行っておりまして、全国の正式な公表数値ではないのですが、県の方で取りまとめ て、新聞にも報道されている数字ではありますが、5月1日時点で81人ぐらいの 放課後児童クラブの待機児童という状況になっております。

## (委員)

私の方で、学童保育を行っておりまして、これは地域格差もあるし、地域の状況によって違うと思うのですが、川内町では学童保育クラブが3つありまして、川内南小学校区に1つ、川内北小学校区に2つあります。

小学校に集まる子どもに偏りがあって、川内北小学校区が多く、学童保育所は2つあるけれども、定員超過の状態という感じなのです。

これは全県で考えれば、一部の問題にはなってくると思うのですが、やはり必要な子どもが学童に入れないという状況もありまして、実は、学童保育の方での対策としては、まず、小学1年生、新入生が一番学童を必要としている、ニーズが高いということで、1年生を優先するという方向としまして、実際は6年生までが対象になっていますが、4年生以上は継続を控えてほしいというような対策をしてるんです。

多くの学童保育は、学校のグランドの片隅にあったりとか、学校の中にあったりするんですけど、学校から離れた学童もありまして、そういう場合には、家で1人居させるのが心配とか、学年に関わらず不審者の問題等で、保護者の中には心配な方が多くありまして、4年生以上でも学童を必要とするっていう方はおります。

それから、小学校の入学者人数が減っても、学童保育の方の利用者が減らないという状況も、他の学校でもありまして、学童保育は、子どもの安全と保護者の仕事や、最近では、一人親家庭の利用も増えておりますので、いわゆる子育て支援対策の一つとして、非常に重要なことになっております。

学童保育が利用できないので塾に行くしかないとか、習い事をさせることで、一人で家に居させることを防ぐような対策を取る保護者もありますが、子ども・子育て支援の考え方としては、そういう方面にも目を向けて、学童保育の拡充という部分でお考えいただきたいと思っております。

### (会長)

ありがとうございました。学童保育が好まれるということは、今、理由も言われたと思いますが、今後も増える可能性は多いですよね。やっぱり学校から帰れば、子どもにとっては、慣れた場所で学童クラブを利用できることがいいでしょう。継続して同じところに行けるように。

### (委員)

一般的に、小学校3年生以上になってきますと、家に帰って自由に遊びたい、友達のところへ行きたい、学童保育という場所で過ごすのはしんどい、また、サッカーをしたり、バスケットをしたり、学校のクラブ以外のクラブ活動がありますので、そちらの方を利用する子供達もいます。

このため、一概に4年生以上も必要という感じではないかもしれないのですが、 地域の状況によっては、学童保育を4年生以上についても、ぜひ余裕を持って、希 望があれば利用できるようにしてほしいという声がありますので、御配慮いただけたらと思います。これから増えるかどうかについては、わかりません。

# (事務局)

ただいま、放課後児童クラブの今後の方向性みたいなものについて、御質問いただいてるのですが、基本的に放課後の居場所づくりというのは、非常に重要なものと思っております。

国も同様で、先ほど御説明させていただきました「子ども・子育て支援事業計画」で、市町村が策定してる事業計画ですが、今回は、保育の量だけを資料でお示ししましたが、この計画の中には放課後児童クラブをどうしていくのか、その辺も含めて計画しておりますので、今後も推進していくことになっております。

実際,徳島市の例で申し上げますと、クラブ数は徐々に増えてきておりまして、ここ3年ぐらいをみても、39が41、45にと、徐々に増えております。今後もそういった形で、整備をしながら増やしていくところなのですが、一方で、先ほどおっしゃっていただいたとおり、保育も同じですけれども、働く保護者が増えてくると、子どもは減ってきても、利用率は高まってきて、結局ニーズ量が高まっていくという傾向が、今後も多分続いていくのかと考えています。待機が出ているということは、そういう状況であるからだと思います。

そういうこともあって、本来は、制度的には先ほどおっしゃっていただいたとおり6年生まで利用できるけれども、小さな子供さんを優先にということになっているのだと思います。

また、放課後児童クラブの説明の時に、担当の方から申し上げましたが、必ずしも放課後児童対策というのは、放課後児童クラブがすべてということではなくて、地域ごとにばらつきはありますが、児童館が放課後の居場所づくりの拠点になっている地域もありますし、さらに、教育委員会の方では、放課後子ども教室が拠点になっている地域もありますので、トータルで子どもの居場所づくりというか、放課後の対策を考えていく必要があると考えています。

いずれにしても、その計画にも位置づけ、ニーズに対応できるような対策を、今後とも引き続き市町村と連携しながら取っていけたらと考えております。

### (会長)

ありがとうございました。色々考えてもらってます。他に何かございませんか。

### (委員)

資料2の5ページの20番ですが、県が補助事業を行った時に、24市町村のうちどのくらいの市町村が3月まで補正予算を組んで、取り組んでおられるかわかりますか。

#### (事務局)

保育料の助成については、市町村の方においても予算化等の様々な手続きがございますので、まだ最終ということではないのですが、県の方でこの事業を実施するにあたりまして、市町村に聞き取りをした状況では、大体の市町村で取り組んでいかれるのではないかと考えているところです。

# (委員)

とくしま在宅育児応援クーポン事業も,この事業へ取り組む市町村へ補助を行う こととありますので,同じように大体の市町村が取り組むことになりますか。

この事業は、心理的負担軽減とありますが、以前に、5人産んでも経済的に困らない方もいれば、1人産んでも困る方もいると意見を申したことがあるんですが、ここは心理的軽減ということですが、利用できるクーポンは、サービス提供者に来てもらうとか、どこかへ出向いていくとか、具体的な支援の内容はどうようなものになっているのでしょうか。

また、全部の市町村がこういう事業に取り組んでくれるのでしょうか。

この頃、相談できる当てがなく困っている方がおられますので、全部の市町村で 実施されるなら、利用できるところへ行ってみてはどうかと紹介してあげられま す。

制度がせっかくできても、大いに利用されるような、手段となるような中身であるのかどうか、中身について教えてください。

## (事務局)

6ページの資料を御覧いただけらと思いますが、上の段の「現状・課題」というところを御覧いただいたらと思いますが、丸の2番目のところ、「経済的理由」が子どもを産まない理由としては多いんですが、「育児の心理的、肉体的な負担」を訴える声も一定数あるということで、在宅で育児している人がストレスを抱えてるという状況を把握しています。

その次の丸のところを御覧いただきまして,「子育て支援策検討会議」を開催しまして,これは子育ての当事者,子育て支援の関係者,提供する団体,さらにこの専門分科会の委員の方も参加をいただいた中で,様々に議論をしてるんですけれども,子育ての当事者などからは,「心理的負担がある中で,一時預かりとか,産後ケアなどのサービスを利用できるように支援が欲しいです」というお声をいただいたところです。

検討会議の中で、提言としてまとめていただきまして、その中で出てきたものを 施策にしたのが、右下の「とくしま在宅育児応援クーポン事業」ということになり ます

先ほど申し上げましたとおり、在宅育児をする家庭に、子育て支援サービスを気軽に利用していただこうということで、クーポンを配布して、今よくある実質無料というようなことになるのですけれど、1万5千円という制限はございますが、子育て負担の大きい0歳児から2歳児の低年齢児を対象に行います。

御質問いただきましたクーポンが対象とする支援事業についてですけれども、最終的には、市町村がサービス内容を決定するという手順にはなりますが、県の方で想定してる例示として、予防接種やフッ化物塗布、ファミサポ、一時預かり、又は病児・病後児保育等の預かりサービス、さらに、助産師が産後ケアなどで乳房ケアや、訪問相談に応じる保健サービスをしておりますので、そうした事業に利用できるのではないかと考えています。

あくまで例示ですので、それぞれ市町村の実情に応じて、もっと多くのサービス メニューを考えていただいているところでございます。

こちらの事業は、市町村で準備をしているところですので、準備が整ったところから、始めていただくということになると思います。人口規模の大きなところは、

様々な準備が必要ということもありますので、順次少しずつ広がっていくことになると思いますが、最終的には、全県域で実施できることを思っております。

ただ、それを決定するのは市町村ということになりますので、市町村と協議をしながら、できるだけ早く開始できるように準備を進めて参りたいと考えております。

# (委員)

ありがとうございました。そしたら,事業を実施する市町村は,事業の対象者に 該当していることを知らせて,対象者が申請しなければいけないわけですかね。

(次世代育成・青少年課) そうです。

## (委員)

ありがとうございました。

# (会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

# (委員)

先ほど委員からもありましたが、学童、放課後児童クラブのことですが、障がい 児療育事業をしてるんですが、放課後等デイサービスへ、来年春に利用される新一 年生の保護者の方が来られています。その中に、障がいといってもそんなに重くな くて、必要性があるのかなというお子さんが来られることが、最近多くあります。

来られた経緯を聞くと、保育所の方で「学童より放課後等デイサービスの方が手厚いからそちらを利用された方がいいのじゃないか」と、受給者証が下りるのであれば、利用者負担額も年収890万円を超えなければ上限4、600円で利用できますし、送迎もついているし、宿題も見てくれるのが、放課後デイサービスとなっていますので。

特に小学校の人数が多い所,助任,千松とか,学童がパンク状態になってるようなところですと,小学校1年生の親御さんからすると,放課後等デイサービスを利用した方が,子供にとって,また親御さん自身にとっても安心ということで,本来放課後等デイサービスを利用したいという障がいが重いお子さんがなかなか入れないという現状があります。公立小学校の子どもさんをみる方が楽なんですね。

事業所によったら選り好みをして、本当に重い子が、今入れなくなってきてます。それで国の方は報酬の改正を4月1日にしてくれたのですが、なかなか機能していなくて、重い障がい児の利用している事業所で、報酬に反映されているのかどうかということがありまして、どうしても公立小学校の障がいが軽度ないわゆるグレーゾーンと言われている子たちが放課後等デイサービスの方に来ているということがあります。

保育所の先生とか,いろんなところから助言を受けて,「放課後等デイサービスの方が手厚いよ」と教えられて,放課後等デイサービスのことを知って来られる方が多いです。

受給者証自体も、医師の診断書がなくても決定が下りるので、本当に必要なのかなと思うようなお子さんの利用が現状として多いです。保護者さんの意向で、送迎がある等の理由で、放課後等デイサービスを利用している場合、地域で育てるという意味での学童とは違うので、3年生、4年生になってきた時に、地域の友達ができないっていう悩みを抱えているお子さんもたくさんいらっしゃいます。

弊害があるのかと思います。それで、いじめみたいになることもあります。保護者さんが、それで悩まれてるっていうこともあります。ですので、学童保育や児童館等での受け入れとか、もう少し先生の人数を増やしていただけたら、お母さんも安心して預けられれて、本来、利用しなくてもいい方が、放課後等デイサービスの方に来ることがなくなるのではないかと思います。

# (会長)

問題点がありそうですが、事務局いかがですか。

## (事務局)

先ほどもお答えさせていただきましたが、放課後児童クラブにも待機児童が出ているような状況の中で、受け入れ体制をしっかり整備していく必要があると考えております。

多くの方を受け入れられるように、定員数も増やしたり、スタッフについては、一定の配置基準どおり配置されていると思いますが、そもそものニーズが多いということで、その中で、それぞれの御家族の選択によって、どこに行ける、行けないということを判断して、障がい者デイを利用する資格についてはコメントする立場にないのですが、きちんと資格要件のある方を受け入れていただくということになると思いますが、保護者の方は、要件を満たした上で、選択されているとは思いますが、放課後児童クラブの方もきちんと、受け入れが出来るよう、市町村の方で、さきほど申し上げたように計画に基づいて待機児童がなくなるように進めていけたらと考えているところです。

# (会長)

ありがとうございます。今、言われた資格要件ですが、診断書のことで御存知の 方いらっしゃれば御発言ください。障がい者の診断がされていないということが意 外なのですが。

#### (事務局)

ただ今のことについて補足ですけれども、障がい者への支援で、必要なものとして障害者手帳のようなものを思い浮かべられているかと思いますが、委員が言われたとおり必ずしも手帳の有無というのは必要なくて、支給決定というものを受けられるかどうかになります。

お子さんに対して、障がい児支援を受けることができるかどうかの判断を市町村の方でされるのですが、必ずしも医師の診断を必要としないような形で支給決定がされております。放課後等デイサービスは就学児に対して、児童発達支援については、未就学児の障がいのある方で支援が必要と市町村が認める方に対して、支援を提供する事業所でございます。今委員さんがおっしゃったとおりに、支給決定を受けられるお子さんの数も確かにここ近年増え、また事業所数も増えているというこ

とで、サービスの質の低下について、別の問題ではあるのですが、懸念されたりもしております。

会長さんの方で疑問に思われていた医師の診断不要というのは、必ずしも必要条件ではないということで、基本的に誰でも使えるサービスというわけではないのですが、委員さんが実情をおっしゃっていただいたとおり、放課後等デイの方が手厚いですよってことをおっしゃっている方が残念ながらいる実態があるのかなというところです。

# (会長)

市町村が一定の基準をもって判断してるけれど、傍から見たらちょっと違うなという疑問を持たれる方がおられるということですよね。

# (事務局)

そうです。障がいというのも、身体、知的、精神といろんな障がいがありまして、その中でも、発達に支援が必要なお子さんもいらっしゃって、見た目、障がいがある、支援を必要としているということが分かりづらいようなお子さんも確かにいらっしゃいます。見た目で障がいがないんじゃないかということは言い切れないという部分は確かにありますけど。

# (会長)

個人的な意見ですけども,「あるところで発達障がいと言われた」と,市町村に 言えば,そのままパスするのではいけないなと個人的には思います。

大切な御意見でした。ありがとうございました。時間が迫ってますが、他に何か ございましたら簡単にお願いします。

#### (委員)

資料2の4ページですが、新規事業で、保育提供体制緊急確保事業というところで、今の時代に、非常に大事な内容かと思います。

アクティブシニアの活用というキーワードが真ん中にありますけども、地域、市町村がされる事業を県がバックアップしたり広報啓発する立場かと思います。例えば、アクティブシニアさんを子育て支援員の雇い上げに活用する事業だと思います。民間保育所等っていうところで、例えば、市町村が盛んにされているのが、空き家対策だと思います。

空き店舗とか、公民館、空き教室を使って高齢者の支援の場、つどいの場を展開されてます。そこに、例えば、子育て支援を必要とする家族がそこの高齢者の場に一緒になって、アクティブシニアの方がいれば、支援を提供する。ちょっと見て欲しいのだけど、ちょっと預かって欲しいのだけど、ちょっと相談したいのだけどといったことが、これから必要になってくると思う。

そのあたりで、子育て支援員の雇い上げ、実際には、これからだと思うのですけども、例えば自主防災組織のようにその市町村が住民を巻き込んでそういうシステムを作っていく、これからもそういう動きになっていくのだろうかと思うのですけど今の段階で。

どのようなところが、支援員の申し込み、ニーズがあるのかを教えてもらえたらと思います。地域で、高齢者と子育て世帯がミックスしていく流れがこれから出来てくるように思うのですがいかがでしょうか。お願いします。

# (会長)

お願いします。

# (事務局)

最初に申し上げますと、ここに書いてある民間保育所等は、民間保育所、認定こども園のいわゆる保育所と言われるようなところだけの事業になってます。ただ、今、おっしゃっていただいた、アクティブシニアの方に今後、御活躍いただいて、様々な子育て支援に御協力いただくということは、重要な視点であると思っておりまして、先ほど御説明させていただいた子育てクーポンの事業があるのですが、我々としてはサービスの拡充を目指して、みなさんが利用できる環境を整えてクーポンの支払いになりますから、みなさん利用しやすいいうことで、新たな事業参入みたいな形で、子育て支援サービスをやっていただくというのも、そいういう方向にも誘導したいという一つの意図がございます。

子育ての親子さんが集まるようなサロンみたいなものをアクティブシニアの方が 運営をして、自分たちの人件費、また、賃料が発生するのかもしれません、空き家 を利用しているのであればタダなのか分かりませんが、事業スキームを作って頂い て、独自にそのクーポンで回収することによって、現金を集めるのと同じ話なの で、新たな子育て支援サービスというような形で展開できていくのじゃないかとい う風に、今の御発言で思いましたが、ここの事業内容というのは、そういう方向で はなく保育所で雇っていただきますという限定にはなります。

今後の展開としてはありえるお話であると思います。当然アクティブシニアの御協力をいただかなければ、色々な分野で人手不足と言われておりますので、そういったところでは最後になっていくのかなという風に思っています。

### (委員)

市町村や地域住民をどういう風に啓発していくかが、県の役割かなと思ってます。ありがとうございました。

# (会長)

まだまだの御意見があろうかと思いますが、時間がなくなりました。進行の不手際、お許しください。どうも、今日は貴重な御意見をたくさんありがとうございました。それでは、事務局の方に進行をお返します。お願いします。